

三重県水素ステーション整備補助金交付要領

(目的)

第1条 三重県水素ステーション整備補助金（以下「補助金」という。）は、県内に燃料電池自動車等への水素供給設備（以下「水素ステーション」という。）を整備する事業者に対して、その整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、県内における水素の普及・利活用の促進を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号。以下「要綱」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年。以下「排除要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車等 燃料電池を搭載し水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は市町の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車若しくは原動機付自転車をいう。
- (2) 水素ステーション 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。定置式、移動式、水素集中製造設備及び水素集中液化設備を含む。
- (3) 補助事業の完了 計画された全ての設置工事・代金支払いの両方を終えた時点をいう。

(補助事業の要件)

第4条 補助事業の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備を整備する事業であり、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）（以下「センター補助金」という。）の交付を受ける事業であること。
- (2) 設備を設置する三重県内の市町において、本補助金と同様の趣旨で実施されている支援制度（以下「市町支援制度」という。）の交付を受ける事業であること。
- (3) 原則、設備は商用を目的とするものであること。
- (4) 三重県内に設備を設置する事業であること。なお、移動式水素ステーションの場合は、補助事業年度の翌年度から5年間は三重県内のみ、又は、主として三重県内で運用す

ること。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、前条の要件に該当する事業を行う者であって、次に掲げる各号の条件を満たす者とする。

- (1) 排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。
- (2) 補助事業を行うにあたり、排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(補助対象経費及び補助金の交付額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、水素ステーションの設置に要する経費のうち、補助金の交付の対象として知事が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

- 2 前項に定める補助対象経費は、センターが定めるセンター補助金交付規程別表1に掲げるとおりとする。
- 3 補助金の上限額は、予算の範囲内において、別表1のとおりとする。
- 4 補助金の交付額は、前項に定める額を上限とし、次の各号に定める額のいずれか低い金額とする。
 - (1) 補助対象経費からセンター補助金の交付額を除いた額に1/4を乗じた額。
 - (2) 市町支援制度により交付される補助金の交付額。
- 5 複数年度にわたり事業を行う場合、第3項に定める額を期間内の通算限度額とする。

(計画認定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という）は、補助金事業計画認定申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して知事に提出し、次条に定める計画認定を受けなければならない。

(計画認定)

第8条 知事は、前条に定める計画認定申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、速やかに計画を認定し、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、計画の認定にあたっては、必要に応じて条件を付けることができる。

(計画変更等の承認申請)

第9条 申請者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ補助金事業計画変更等承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(イ) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、申請者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(ロ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(計画変更等の承認)

第 10 条 知事は、前条の規定による補助金事業計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、必要に応じて調査を行い、当該申請に係る変更等の内容が適正であると認め、これを承認したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手時期)

第 11 条 補助事業の着手時期（発注、契約）は、第 8 条に定める計画認定日以降でなければならない。ただし、やむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定の適用を受け、センター補助金の交付決定から第 8 条に定める計画認定を受けるまでの間に事業に着手する場合、事業着手日までに事前着手届（第 3 号様式）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第 12 条 申請者は、センターにセンター補助金実施状況報告書を提出したときは、速やかにセンターに提出した当該報告書の写しを知事に提出しなければならない。

(交付申請及び実績報告)

第 13 条 申請者は、補助事業の完了日から 30 日以内に、補助金交付申請及び実績報告書（第 4 号様式）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 申請は、次の各号全てに該当するものでなければならない。

(1) 申請は、1 設備箇所毎に行われていること。

(2) 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請をすること。ただし、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(3) 国及び県等の他の補助金を重複して申請していないこと。（センター補助金及び市町支援制度を除く。）

(4) 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事などを含む。）がある場合、利益などを排除して交付申請すること。ただし、一般の競争の結果最低価格であった場合又は申請時において利益などの金額が明らかでないものについてはこの限りではな

い。

(5) 補助対象経費の支払いが手形によるものでないこと。

3 やむを得ない理由により提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による補助金交付申請及び実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、その交付額を確定し、補助金交付決定者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 知事は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて交付決定することができる。

(申請の取り下げ)

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定による交付決定の通知を受けたものが、センター補助金又は市町支援制度の交付申請の取り下げを行った場合は、その日から起算して15日以内に取り下げをしたことが確認できるセンター又は市町に提出した書面の写しを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第14条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要領、又は本要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(4) 補助事業者が、排除要綱別表に該当した場合

(5) 補助事業者が、センターからセンター補助金交付決定取消通知書又は返還命令書を受理した場合

(6) 補助事業者が、市町支援制度の交付決定を取り消された場合

2 補助事業者は、センター又は市町から交付決定の取消若しくは補助金の全部又は一部の返還を命じられた場合は、速やかにセンター又は市町から受理した書面の写しを知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定は、第17条に規定する補助金の支払いがあった後においても適用する。

(補助金の支払い)

第 17 条 補助金は、第 14 条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経理については、他の経理と明確に区別した帳簿及びすべての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第 19 条 補助事業者は、補助事業（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対象経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具を、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める期間または交付決定の日から 10 年間のいずれか短い期間において処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、担保に供し、貸し付けし、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ補助金事業財産処分承認申請書(第 5 号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(補助事業完了後の報告等)

第 21 条 知事は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係書類の提出を求めることができるものとする。

(知事によるデータ等の提供要請)

第 22 条 知事は水素供給設備の普及促進を図るため、必要な範囲において申請者及び補助事

業者等に対して水素ステーション等の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 2 申請者及び補助事業者等は、知事が必要な範囲内においてデータ等の提供を要請した場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(個人情報保護)

第23条 知事は、本事業を通じ申請者に対して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

- 2 知事は、本事業に関する一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了承を得ることなく、第三者に漏洩し又は第1条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(その他)

第24条 規則、排除要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月11日から施行する。

(第6条関係) 別表1 補助金の上限額

水素供給設備の規模	水素供給能力 (N m ³ /h)	供給方式	補助上限額 (百万円)
大規模	500 以上		56.25
中規模①	300 以上	パッケージを含むもの	31.25
	500 未満	上記に該当しないもの	31.25
中規模②	50 以上	パッケージを含むもの	22.50
	300 未満	上記に該当しないもの	22.50
移動式	50 以上 300 未満		32.50
小規模	50 未満		12.50
備考 大規模：平均的な水素充填能力に加え、ピーク時に 500Nm ³ /h の水素を充填できる能力を有するもの パッケージ：主要設備を 1 又は 2 の筐体に内包した設備形態のもの			